

埼玉学園大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

平成 28 年 4 月 27 日

学長裁定

1. 趣旨

この基本方針は、「埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第 4 条に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制

- (1) 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- (3) 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する教職員等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上

- (1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に、コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。
- (2) 公的研究費の運営・管理に関わる教職員等が従うべき行動規範を策定する。

6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る通報窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、以下に掲げる事項について公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。
 - ① 通報等の窓口の設置と通報の取扱
 - ② 調査委員会の設置及び調査
 - ③ 調査中における一時的執行停止
 - ④ 認定
 - ⑤ 配分機関への報告及び調査への協力等
- (3) 調査後において懲戒等を必要とするときは、「埼玉学園大学就業規則」等に基づき処理するとともに、不正使用の内容が著しく悪質である場合、関与した者に対する刑事告発又は民事訴訟による法的責任を追及する。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 公的研究費使用の実態把握、不正使用防止計画案の策定、行動規範等に関することを処理させるために不正防止推進室を置く。
- (2) 不正防止推進室は、不正防止計画の実施状況をモニタリングする。

8. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理のため発注・検収業務のチェック体制を整備する。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 公的研究費の使用ルールに関する相談を受ける窓口を設置する。
- (2) 公的研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

10. 監査体制

- (1) 監査室は、不正防止推進室と連携し、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- (2) 監事及び会計監査人との連携を強化する。